

特定処遇改善「見える化」要件

介護職員の処遇改善について、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきました。

「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」では、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う報酬改定において対応されました。このため、令和元年度の報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当事業所では、この加算を受けるためには、下記の要件を満たしています。

A 処遇改善加算(I)から(III)を取得していること。

B 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。

C 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

C の「見える化」要件とは、情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取組内容を公表することです。

以上の要件に基づく、当法人における処遇改善に関する具体的取組(賃金改善以外)については、以下のとおりです。

入職促進に向けた取り組み

○他事業者との共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築

○職場体験受け入れや地域行事への参加など、職場魅力向上のための取り組み

資質向上やキャリアアップに向けた取り組み

○研修の受講やキャリア段位制度と人事考課制度の連動

○キャリア面談などのキャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

両立支援・多様な働き方の推進

○職員の事情等の状況に応じた勤務シフト

○有給休暇が取得しやすい環境の整備 (入職後 6 か月後から)

腰痛を含む心身の健康管理

○職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、掃除ロボットなどの機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施

○事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上のための業務改善の取組

○タブレット端末やインカム等の ICT 活用や掃除ロボット等の導入による業務量の軽減

○5 S 活動 (業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの) 等の実践による職場環境の整備

○業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

やりがい・働きがいの構成

○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

○利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

○支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供